

母子父子家庭等医療費受給者証ご利用の手引き

助成の対象

保険診療の自己負担分（30%）

※健康保険の使えないものは対象外です。

健康診断、薬の容器代、入院の食事代、差額ベッド料、文書料などは自己負担となります。

受給者証の使い方

● 愛知県内

マイナ保険証等*と受給者証を病院や薬局などの窓口で見せると、保険診療の自己負担分を市が助成します。

*…資格確認書、資格情報のお知らせ

● 愛知県外

マイナ保険証等*を病院や薬局などの窓口で見せ、医療費の30%を支払い、後日、払戻の手続きをしてください。

ひとり親の手当（児童扶養手当、県遺児手当、市母子父子福祉手当）が喪失となるような異動があったときは、受給者証を使用しないでください。

手続きが遅れても資格がなくなった日以降に使用した医療費は、返還していただきます。

届出手続き

申請場所：子育て支援課（東館2階⑯番窓口）

*…資格確認書、資格情報のお知らせ

こんなとき	届出	持ちもの	内容
・市内住所変更	住所変更届	受給者証、あなたとお子さんのマイナ保険証等*、新居の家屋名義が確認できるもの（賃貸契約書など）	新しい受給者証を郵送します。
・氏名変更	氏名変更届	受給者証、あなたとお子さんのマイナ保険証等*	新しい受給者証を郵送します。
・保険の加入状況の変更	保険変更届	あなたとお子さんのマイナ保険証等*	受給者証はそのまま使えます。
・結婚・事実上の婚姻 ・児童を扶養しなくなったとき ・市外（国外）へ転出 ・子どもが施設に入所 ・生活保護開始 ・無保険になった	資格喪失届	受給者証 ※施設入所、生活保護開始の場合はその日付のわかるもの	受給者証は返却してください。
・受給者証をなくした	再交付申請書	あなたとお子さんのマイナ保険証等*	受給者証を再発行して郵送します。

※状況によって新たに書類が必要になる場合があります。

※手続きには必ずご本人がお越しください。代理人は手続きできません。

そのほか、状況が変わることがありましたらご相談ください。



更新手続き

毎年、1月1日から受給者証が切り替わります。更新についてのお知らせは7月下旬に送付しますので、必ずご確認ください。養育状況や所得などを確認して、審査をします。

審査により更新できる方には、10月下旬に1月1日以降の受給者証を郵送します。

※有効期間の切れた受給者証は子育て支援課または窓口センターへ返却してください。（郵送可）

医療費の払戻し申請 (医療費の支払日翌日から5年以内)

○申請場所：子育て支援課（東館2階⑯番窓口） ※ご本人がお越しください。

		受給者証	マイナ保険 証等 (資格確認書、 資格情報のお 知らせ)	領収証 氏名・診療年 月日・保険点 数・領収金 額・領収印が 明記	通帳 保護者名義	支給決定通 知書	その他
	県外受診など 母子父子家庭 等医療費受給 者証を使わず に受診した場 合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (原本)	<input type="radio"/>	—	
事前に 健康保 険で手 続きが 必要 ※健康保 険組合へ の申請は 申請期限 が異なり ます。 ご注意く ださい。	治療用装具・ 治療用眼鏡な ど治療材料の 場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (コピー可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (原本)	医師の証明 書または 指示書 (コピー可)
	資格確認書等 を忘れて 100%支払っ た場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (コピー可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (原本)	—
	高額療養費・ 家族療養費付 加に該当する 場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (コピー可)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (原本)	限度額適用 認定証 ※お持ちの方

※領収書の原本を健康保険へ提出した場合、領収書はコピー可です。

※健康保険の使えないものは対象外です。

健康診断、薬の容器代、入院の食事代、差額ベッド料、文書料などは自己負担となります。



★学校でのケガは、母子父子家庭等医療費の払戻しはできません。日本スポーツ振興センターから
給付が受けられる場合があります。学校で手続きをしてください。

★豊橋市の国民健康保険以外の健康保険に加入している方で、高額療養費を受け取った場合、
豊橋市に返還していただくことがあります。該当の方へは通知します。

★交通事故など、第三者の行為によってケガなどをして病院を受診された場合は、受給者証を使用
しないでください。やむを得ず、受給者証を使ったときは、子育て支援課 (📞 51-2335) へ必ず
届け出してください。

